

都道府県薬剤師会
薬学教育担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 田尻 泰典

**薬学 6 年制課程の新設抑制等を趣旨とする改正告示案に対する
パブリックコメントの実施及び本会提出意見について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 9 月 8 日付、日薬発第 148 号等で既にご案内のとおり、文科省では、薬学 6 年制課程の新設並びに収容定員増については、従来所定の基準等に適合していれば、原則認可してきたものを、その原則を改め、抑制方針をとること等が、同 8 月に公表された『6 年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ』において示されました。その後、同省では、抑制策の実施に向け、『大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案等』(以下、「改正告示案」)の策定に向けた準備を進めておりましたが、先般策定された改正告示案については、令和 5 年 1 月 25 日開催の中央教育審議会大学分科会に諮られ、そのまま了承されました。改正告示案につきましては、現在公布を前に、パブリックコメントが実施されており(別紙 1～別紙 3-2 参照。提出期限：令和 5 年 2 月 24 日(金))、本会においては、先般、別紙 4 のとおり意見を提出いたしておりますので、併せてご案内申し上げます。貴会におかれまして参考となれば、幸甚に存じます。

なお、今般の新設、収容定員増の抑制を趣旨とする改正告示(別紙 3-1 関連)につきましては、令和 7 年度実施の新設、収容定員増の申請分から、適用される予定ですので、ご承知おきいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

別紙 1. パブリックコメント実施要綱

別紙 2. 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案等の概要

別紙 3-1. 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案

別紙 3-2. 学校教育法施行令第 23 条の 2 第 1 項第 4 号の規定による分野を定める告示案

別紙 4. パブリックコメントに対する本会提出意見

以 上

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案等に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

令和5年1月26日
文部科学省高等教育局医学教育課

この度、厚生労働省の関係会議において将来的な薬剤師の過剰や地域偏在等の課題が示されたことを踏まえ、文部科学省では、薬学に関する学部の学科のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするものの設置及び収容定員増は抑制することとし、地域の需要に応じて薬剤師の地域偏在を解消するための人材養成を行う場合はその例外とするため、大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部改正等を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基づき、大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案について、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 令和5年2月24日（金） 必着
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省高等教育局医学教育課 宛

電子メールアドレス：igaku@mext.go.jp

(判別のため、件名は【大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案等への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい。)

【3. 意見提出様式】

「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案等への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など、在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。(1枚1意見、1メール1意見としてください。)

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(高等教育局医学教育課)

大学、短期大学及び高等専門学校¹の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案等の概要

趣旨

厚生労働省の関係会議において、将来的な薬剤師の過剰や薬剤師の地域偏在等の課題が示されたことを踏まえ、令和3年10月より、文部科学省において「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」を設置し検討。令和4年8月、「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」がとりまとめられた。

本内容を踏まえ、薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「臨床薬学に関する学科」（※）という。）の設置及び収容定員増は、抑制することとし、地域の需要に応じて薬剤師の地域偏在を解消するための人材養成を行う場合はその例外とする。これにより、薬剤師が不足する地域における人材の確保を図りつつ、臨床薬学に関する学科の収容定員総数を抑制する。

（※）6年制課程の薬学科。

概要

1. 大学、短期大学、高等専門学校の設置等に係る認可の基準の改正

- 第1条第1項第5号に、「薬剤師の養成に係る大学等の設置及び収容定員の増加でないこと」を新たに追加し、臨床薬学に関する学科の設置及び収容定員の増加を抑制する。加えて、臨床薬学に関する学科の設置及び既設の臨床薬学に関する学科の収容定員の増加に係る学則変更の認可の申請のうち、地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域において、都道府県が定める計画に基づき行おうとするものについては、その例外とする。
- 上記例外の場合における認可申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師確保のための教育内容、薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援の内容（学則変更にあつては、都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含む）に照らして行うものとする。

2. 学校教育法施行令第23条の2第1項第4号の規定により文部科学大臣が定めるところとされた分野を定める告示の制定

- 大学の学部の収容定員に係る学則変更に関し、収容定員総数の増加を伴わないものについては、文部科学大臣の定める分野を除き届出事項とされている。当該分野に「薬剤師の養成に係る分野」を新たに追加し、当該分野の収容定員に係る学則変更を認可事項とする。

施行期日等

- 上記1. 令和7年4月1日。ただし、令和5年10月1日以降になされる令和7年度以降の臨床薬学に関する学科の設置等の認可申請から適用（令和5年10月1日において意思決定及び内容の公表並びに契約の締結が行われているものを除く。）
- 上記2. 令和6年3月1日。
- 告示の施行後5年を目途として、改正後の規定の施行状況、地域及び社会の需要に照らした臨床薬学に関する学科の収容定員の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

○文部科学省告示第 号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年 月 日

文部科学大臣 永岡 桂子

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号及び第五条第一項を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三十三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一～四 「略」

五 歯科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

六 専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（第五条及び第六条において単に「法科大学院」という。）の設置でないこと。

2～6 「略」

7 第一項第五号の規定は、法第四条第一項の申請のうち臨床薬学に関する学科（薬学に関する学部のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものをいう。以下同じ。）の設置及び臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更（以下「臨床薬学に関する学科の設置等」という。）の認可の申請であつて、地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域において、地域にお

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号及び第五条第一項を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三十三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一～四 「同上」

五 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

六 専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（第四条及び第五条において単に「法科大学院」という。）の設置でないこと。

2～6 「同上」

「項を加える。」

ける医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に基づき行おうとするもの（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、当該計画に当該大学の臨床薬学に関する学科に係る入学定員及び編入学定員（以下「入学定員等」という。）の増加として記載された人数の増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものに限る。）の審査については、適用しない。

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和五年度に令和十年度までの期間を付して医学に関する学部（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員等に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人数以内に限る。）の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加

二 「略」

2・3 「略」

第四条 第一条第七項の規定により同条第一項第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和五年度に令和十年度までの期間を付して医学に関する学部（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（以下「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人数以内に限る。）の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加

二 「同上」

2・3 「同上」

「条を加える。」

薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第二項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。

第五条 「略」

第六条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち、既設の医師、歯科医師、薬剤師、獣医師若しくは船舶職員の養成に係る学部若しくは学部の学科（以下この条において「医学部等」という。）又は既設の法科大学院を廃止し、その職員組織等を基に医学部等若しくは法科大学院の設置又は既設の医学部等若しくは法科大学院の収容定員増を行うおとすものについては、当該設置又は収容定員増をした後の当該医学部等又は法科大学院に係る入学定員等が、廃止する既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計（既設の医学部等又は法科大学院の収容定員増の場合にあつては、廃止する既設の医学部等又は法科大学院及び収容定員増を行う既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計）を超えない場合には、第一条第一項第五号及び第六号並びに第三条及び前条の規定にかかわらず、認可を行うことができる。ただし、廃止する、又は収容定員増を行う既設の医学部等に係る入学定員等に、第三条に基づく収容定員増を行った人数が含まれる場合については、当該収容定員増の趣旨の変更を伴わない設置又は収容定員増に限り認可を行うことができる。

2 「略」

第四条 「同上」

第五条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち、既設の医師、歯科医師、獣医師若しくは船舶職員の養成に係る学部若しくは学部の学科（以下この条において「医学部等」という。）又は既設の法科大学院を廃止し、その職員組織等を基に医学部等若しくは法科大学院の設置又は既設の医学部等若しくは法科大学院の収容定員増を行うおとすものについては、当該設置又は収容定員増をした後の当該医学部等又は法科大学院に係る入学定員等が、廃止する既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計（既設の医学部等又は法科大学院の収容定員増の場合にあつては、廃止する既設の医学部等又は法科大学院及び収容定員増を行う既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計）を超えない場合には、第一条第一項第五号及び第六号並びに前二条の規定にかかわらず、認可を行うことができる。ただし、廃止する、又は収容定員増を行う既設の医学部等に係る入学定員等に、第三条に基づく収容定員増を行った人数が含まれる場合については、当該収容定員増の趣旨の変更を伴わない設置又は収容定員増に限り認可を行うことができる。

2 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日等)

第一条 この告示は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項及び次条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の認可の申請のうち、令和七年四月一日前にされた令和七年度以降に行おうとする薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「臨床薬学に関する学科」という。）の設置及び臨床薬学に関する学科の收容定員増に係る学則変更（次条において「臨床薬学に関する学科の設置等」という。）の認可の申請については、文部科学大臣は、この告示による改正後の大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一条及び第四条の規定の例により、その審査を行うものとする。

(経過措置)

第二条 前条第二項の規定は、令和七年度に行おうとする臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請のうち、令和五年十月一日において現に当該申請についての意思の決定及びその内容の公表（当該意思の決定を証する書類の刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法により行われているものに限る。）並びに当該臨床薬学に関する学科の設置等をするた

めに必要な校舎等の施設又は設備の設置又は整備に関する契約の締結が行われているものに係る審査については、適用しない。

(検討)

第三条 文部科学大臣は、この告示の施行後五年を目途として、この告示による改正後の規定の施行の状況並びに地域及び社会における薬剤師の養成に係る需要に照らした臨床薬学に関する学科の収容定員の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(大学、大学院、短期大学及び高等専門学校)の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の一部改正)

第四条 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(令和元年文部科学省告示第九十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>3 附則 (失効) 第一条第一項第六号及び第五条の規定は、令和十三年三月三十一日に限り、その効力を失う。</p>
改正前	<p>3 附則 (失効) 第一条第一項第六号及び第四条の規定は、令和十三年三月三十一日に限り、その効力を失う。</p>

○文部科学省告示第 号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第一項第四号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野について次のように定め、令和六年三月一日から施行し、平成十七年文部科学省告示第五十一号（学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件）は、令和六年二月二十九日限り、廃止する。

令和五年 月 日

文部科学大臣 永岡 桂子

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野

令和5年2月20日

大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案等に関するパブリックコメントへの意見

公益社団法人 日本薬剤師会
会長 山本 信夫

標記パブリックコメントに関する本会意見を、下記のとおり提出いたします。今後の薬学教育の充実及び質の担保のため、よろしくお取り計らいの程、お願いいたします。

- 第1条第7項において「適用しない」とされる場合の「地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域」の基準については、適切な区域及び基準となるよう努めていただきたい。
- 第4条において、例外としての薬学6年制課程の新設及び収容定員増に関する審査については「修学資金の貸与その他の支援の内容に照らして行う」とされているが、地域偏在の解消を超えた範囲での定員増が生じることのないよう、地域の実情を反映させるため、地域の関係団体（薬剤師会等）との十分な協議等の対応をお願いしたい。
- 学校教育法施行令第23条の2第1項第4号において収容定員総数の増加を伴わない場合の6年制収容定員の増加を認可事項とすることについて、届出事項を認可事項とすることに異論はないが、薬学部内における4年制定員の一部または全部を6年制に転換することを全面的に妨げることは好ましくない。大学内の薬学部における総定員内での6年制定員の増加については、薬学教育の質改善に鑑みて問題がない場合には認めるべきである。
- 健康上の理由などによる特段の事由以外、すなわち所定の年限内で進級ができなかった等の事由により退学した学生について、自大学で再入学の措置をとることや、他大学が編入を受け入れるなどの対応は収容定員内であったとしても適切な対応ではない。

以上